

○旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づく覚書

〔平成24年3月1日
締 結〕

この覚書は、旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、旭川空港管理事務所（以下「甲」という。）と旭川市消防本部及び大雪消防組合（以下「乙」という。）が協定の円滑な実施について、必要な事項を定めるものとする。

（出動区分）

第1条 協定第2条に規定する活動区分において、甲又は乙が必要に応じて出動する場合の要請は、旭川空港の管理区域内（以下「空港内」という。）における緊急事態の場合は甲が、空港周辺（空港の標点から半径9キロメートル圏内の区域をいう。以下同じ。）における緊急事態の場合は乙が行うものとする。

2 前項の要請による出動については、甲及び乙がそれぞれ定める規程又は消防計画に基づき、所要の消防隊等を出動させ、消火救難活動を行うものとする。

（進入及び誘導等）

第2条 協定第2条第1項の消火救難活動は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

（1）乙は、あらかじめ甲が作成したグリッドマップの制限区域出入口により、空港内に進入するものとする。

（2）乙は、空港内の着陸帯及び航空機の移動区域内に進入又はこれらを横断する場合は、原則として甲の誘導により行うものとする。

（3）乙は、待機を必要とする場合においては、原則として空港の消防庁舎前で待機するものとする。

（消火救難活動の指揮）

第3条 空港内における消火救難活動の指揮は、原則として甲が行うものとする。ただし乙が出動した場合の指揮は、乙が行うものとする。

2 空港内における消火救難活動の乙が行う指揮は、大雪消防組合が行い、旭川市消防本部については連携して相互連携して指揮業務を補完するものとする。

3 空港周辺における消火救難活動の指揮は、乙のうち緊急事態発生場所を管轄区域とする乙が行うものとする。

（消火救難活動の業務）

第4条 空港内及び空港周辺における消火救難活動の業務は、人命救助及び緊急事態の拡大防止を優先し、甲と乙が連携してあたるものとする。

（供用時間外の出動）

第5条 旭川空港の供用時間外において、甲又は乙が空港内及びその周辺における緊急事態を認知したときは、第1条第1項に規定する出動の要請がなくても出動できるものとする。

2 前項の出動は、甲又は乙からの要請があったものとみなす。

第8編 業務〔旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づく覚書〕

(費用の負担)

第6条 協定第4条の規定による費用は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定める。

附 則

- 1 この覚書は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づく覚書（昭和57年7月12日締結）は廃止する。

この覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、旭川空港管理事務所長並びに旭川市消防本部消防長及び大雪消防組合消防長が記名押印して、それぞれ1通を保有する。

平成24年3月1日

旭川空港管理事務所長 祖母井 孝 範

旭川市消防本部消防長 小野田 実

大雪消防組合消防長 安 田 伸 幸